

別表(第6条関係)

区分	種目	限度額(円)	対象者	性能等
給付	浴槽	60,800	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	実用水量150リットル以上のもの
"	湯沸器	56,500	上記に同じ。	水温25 上昇させたとき毎分10リットル以上給湯できるもの
"	便器	9,850 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin: 5px 0;">                     便器 4,450 手すり 5,400                 </div>	上記に同じ。	手すり付きのもの
"	ワードプロセッサ	118,500	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢機能障害又は言語、上肢複合障害に限る。)の程度が1級又は2級であると記載され文字を書くことが困難な者で、原則として学齢児以上のもの(ただし、電動タイプライターとの併用は認めない。)	プロテクター等を附帯することができ、容易に操作できるもの
"	特殊マット	19,600	児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの
"	テープレコーダー	25,600	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されている者で、原則として学齢児以上のもの	操作の標示が点字であり簡単に操作ができるもの
"	訓練いす	33,100	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする。
"	特殊便器	244,700	児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの

			(上肢機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	
"	盲人用かなタイプライター	34,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	容易に操作できるもの
"	点字タイプライター	63,100	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれるもの	容易に操作できるもの
"	盲人用電卓	53,600	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として就労しているもの(職業訓練中のものを含む。)又は主婦	視覚障害児が容易に使用できるもの
"	点字図書		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児	点字により作成された図書
"	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	視覚障害2級以上であって、原則として学齢児以上のもの	視覚障害児が容易に使用できるもの
"	訓練用ベッド	159,200	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹に係るものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
"	火災報知器	15,500 ただし、1世帯につき2台を限度とする。	児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの
"	自動消火器	30,900	上記に同じ。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの
"	特殊尿器	72,100	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は退幹機能障害に限る。)の程度が1級であって常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの
"	入浴担架	82,400	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は退幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの

"	盲人用体温計(音声式)	10,100	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用し得るもの
"	盲人用秤	3,750	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	容易に使用し得るもの
"	視覚障害者用拡大読書器	198,000	視覚障害児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの
"	体位変換器	15,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので、原則として学齢児以上のもの	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの
"	透析液加温器	51,500	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であって、原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの
"	頭部保護帽	16,300	児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
"	電磁調理器	45,400	児童相談所又は茨城県福祉相談センターにおいて知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの	知的障害者が容易に使用し得るもの
"	聴覚障害者用通信装置	148,000	聴覚障害児又は発生・発語に著しい障害を有する児童であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害児が容易に使用し得るもの
"	文字放送デコーダー	単体の場合 80,000 内蔵型の場合 内蔵されていない同一機種との価格差(80,000円以内)	聴覚障害児であって、テレビの視聴に必要と認められる児童	障害児が容易に使用し得るもの
"	携帯用会話	98,800	音声言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発生・発語に著しい障害を有	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易

	補助装置		するもので、原則として学齢児以上のもの	に使用し得るもの
"	入浴補助用具	90,000	下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの
"	移動用リフト	159,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)
"	歩行支援用具	60,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって、原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。
"	ネブライザー	40,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害児が容易に使用し得るもの
"	電気式たん吸引器	67,000	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害児が容易に使用し得るもの
"	重度障害者用意志伝達装置	500,000	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した障害児であって、コミュニケーション手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害児が容易に使用し得るもの